

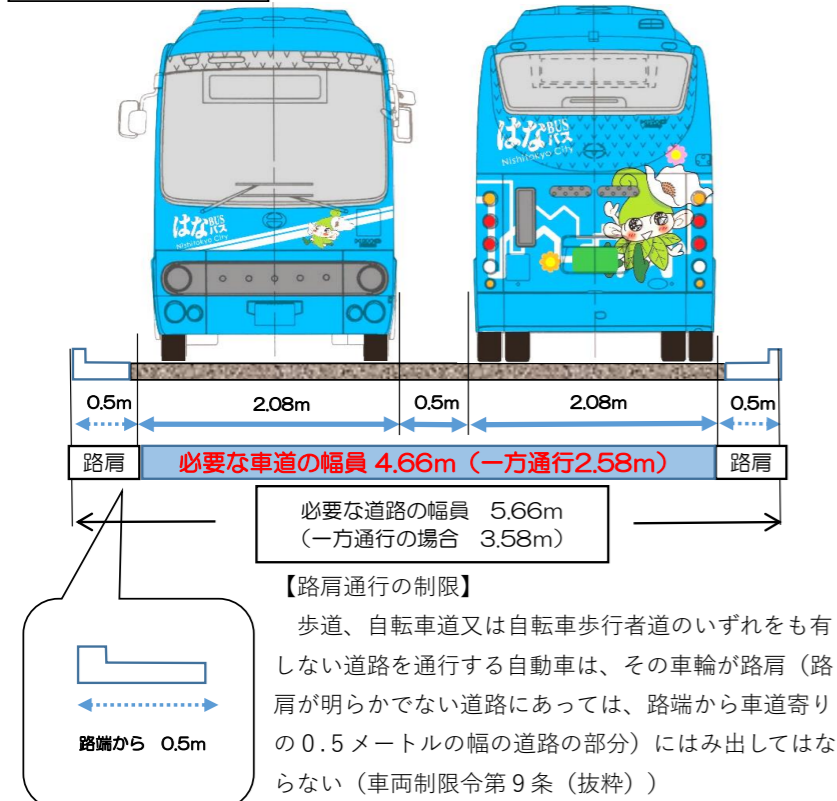
はなバスが通行可能な車道の幅員について

路線を決めて運行を行うバス事業は、その路線（道路）の安全性の確保が求められることから、警察の審査が必要になります。車両制限令第5条第2項では、「車両の幅は、当該道路の車道の幅員から0.5メートルを減じたものの二分之一を超えないもの（抜粋）」と定められています。現在コミュニティバス「はなバス」として購入可能な車両の幅は2.08mであることから

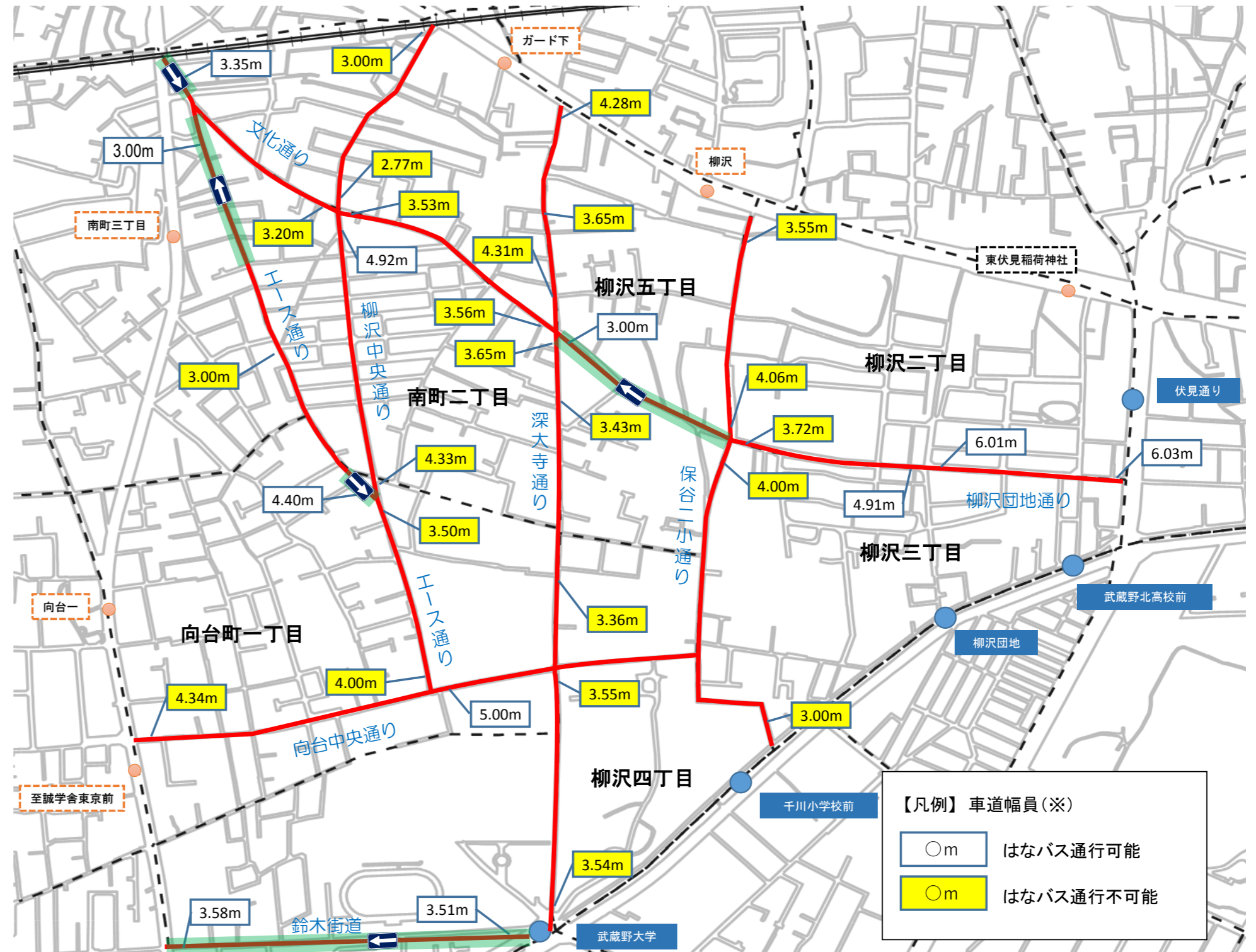
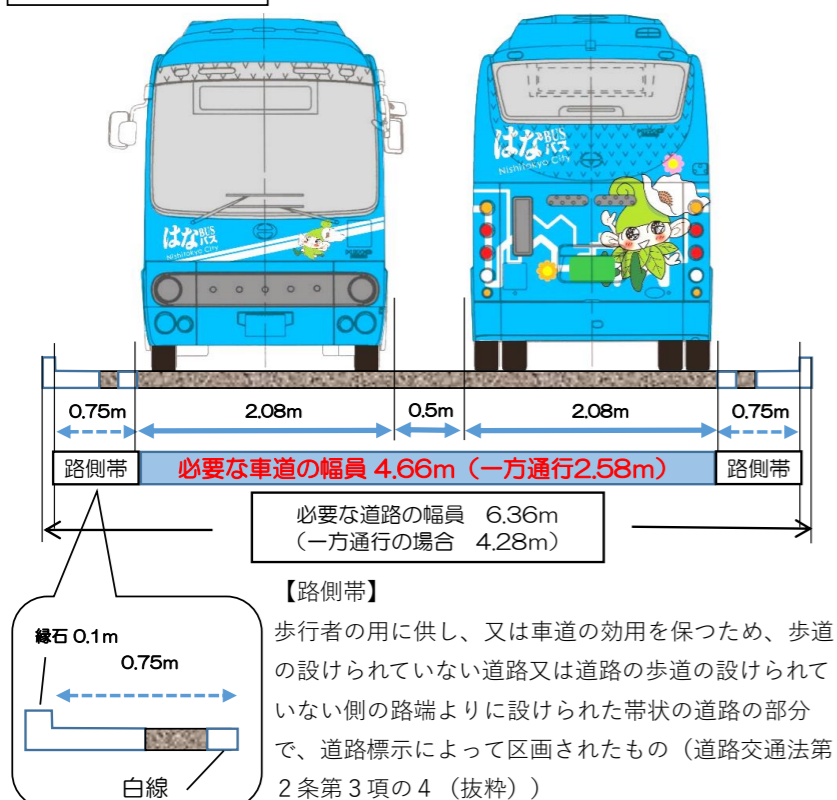
$$\left(\text{車道の幅員(m)} - 0.50\text{m} \right) \div 2 \geq 2.08\text{m} \quad \text{車両の幅} \quad \rightarrow \quad \left(2.08\text{m} \times 2 \right) + 0.50\text{m} \leq 4.66\text{m} \quad \text{必要な車道の幅員}$$

・一方通行の道路については、車両制限令第5条第1項において、「当該道路の車道の幅員から0.5mを減じたものをこえないもの（抜粋）」と定められています。

路側帯がない場合



路側帯がある場合



※道路の幅員から1m減じて車道の幅員を計算しています。（路側帯等の状況により、実際の車道の幅員とは異なります。）

国土地理院ウェブサイト (<http://www.gsi.go.jp>) を基に作成